

公益財団法人日本テニス協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jta-tennis.or.jp/information/tabid/756/Default.aspx>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明）	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明）	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和6年度自己説明）	
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年に制定され、令和5年に施行された「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」において、「外部理事比率25%以上の確保」及び「女性理事比率40%以上の確保」とその候補者及び候補予定者の推薦に必要な事項を定めた。 令和7(2025)年6月開催の評議員会にて、①外部理事比率33% ②女性理事比率40%となる令和7年度～8年度 公益財団法人日本テニス協会 役員(理事・監事)候補者を提示し、決議された。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	対応済（令和6年度自己説明）	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	対応済（令和6年度自己説明）	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	対応済（令和6年度自己説明）	
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	(3)-②令和7(2025)年3月開催の理事会にて「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」の改正が決議され、ガバナンスコード適合性審査項目9審査基準(2)への適合化への対応を行った。その改正規定に基づき、令和7年度の役員改選を実行した。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 (3)-②令和7(2025)年5月開催「令和7年度 第1回役員候補者選考委員会」にて以下の3名が例外措置対象である旨報告し、了承を得た上で、役員名簿(令和7～8年度)は令和7(2025)年6月開催の評議員会で決議された。 川廷尚弘 例外措置ア)に該当 植田実 例外措置イ)に該当 松岡修造 例外措置イ)に該当	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	対応済（令和6年度自己説明）	
11	〔原則3〕組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明）	
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	対応済（令和6年度自己説明）	
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明）	
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	対応済（令和6年度自己説明）	
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	対応済（令和6年度自己説明）	
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	対応済（令和6年度自己説明）	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	対応済（令和6年度自己説明）	
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	対応済（令和6年度自己説明）	
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和6（2024）年度は、令和7年（2025）年3月21日開催の評議員会終了後に実施した。	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和6（2024）年度は、令和7年（2025）年3月16日開催のJ T Aカンファレンスにて実施した。	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和6年度自己説明） 令和7（2025）年度は、令和7年（2025）年7月12、13日に博多の森会場にて実施した。 令和8（2026）年度は 令和垂8（2026）年1月17、18日に北海道にて実施予定。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	対応済（令和6年度自己説明）	
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	対応済（令和6年度自己説明）	
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	対応済（令和6年度自己説明）	
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	対応済（令和6年度自己説明）	
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	対応済（令和6年度自己説明）	
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	対応済（令和6年度自己説明）	
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	対応済（令和6年度自己説明）	
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	R7（2025）3月開催の理事会にて「処分手続規程」の改正を行った。 処分対象者に対する処分事案を審議する過程での気づきもふまえた改正とした。	
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	対応済（令和6年度自己説明）	
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	対応済（令和6年度自己説明）	
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	対応済（令和6年度自己説明）	
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	対応済（令和6年度自己説明）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対応済（令和6年度自己説明）	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対応済（令和6年度自己説明）	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程は、令和5(2023)年2月1日に施行された。同規程第8条に基づく本会の対応としては、現在、第5条(2)関連案件について、加盟団体である一協会に説明を求めている事例だけとなっている。しかしながら、現時点においては、当該加盟団体に対して加盟団体規程第8条に基づき状況把握を継続して行っている。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	対応済（令和6年度自己説明）	